

横浜海上保安部からの連絡事項

横浜海上保安部
航行安全課

令和4年7月12日



横浜海上保安部

JAPAN COAST GUARD

- 1 京浜港（横浜・川崎区）における走錨事故防止対策について
- 2 京浜港（横浜・川崎区）における南海トラフ地震への対応について

《台風来襲時等における対策概要》（港則法に基づく勧告）

風速20m/s以上の風が予想される場合 又は 台風の強風域がかかる場合

①「第一警戒体制」を勧告

↳ 在港船舶は、VHFの常時聴取、守錨体制の強化等の走錨防止対策を実施
特に走錨対策強化海域内の錨泊船は、走錨防止対策を徹底

②「錨泊自粛」を勧告

↳ 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10%未満の船舶は、走錨対策強化海域内での錨泊を自粛。錨泊中の場合は出域

台風の暴風域がかかる場合

①「第二警戒体制」を勧告

↳ 1000トン以上のタンカー、高乾舷船等は、防波堤外に退避

②「入港制限」を勧告

↳ 1000トン以上の船舶は、入港しない。



※上記勧告に際し、錨泊船の状況を把握し、情報提供や錨地の整理を行うため、横浜・川崎区に錨泊する**総トン数500トン未満（危険物積載船を除く）の船舶**に対し、横浜保安部宛の通報をお願いしています。詳細は次ページをご参照ください（横浜海上保安部ホームページにも掲載しています）。

令和4年6月作成

横浜海上保安部からのお願い

～～走錨事故を防ぐために～～

京浜港横浜区及び川崎区における走錨事故防止のため、横浜海上保安部では、荒天時の的確な情報提供及び錨泊船舶の整理・整頓を目的に、京浜港横浜区及び川崎区の港内錨地に避難する**総トン数500トン未満**（危険物積載船を除く）の錨泊船の把握のため、京浜港長から台風の接近等により第一警戒体制または第二警戒体制が発令中の場合にあっては、以下の項目の通報に、ご協力をお願いしています。

～～通報内容～～

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 船名 | 7 船舶電話番号 |
| 2 総トン数／信号符号 | 8 投錨節数 |
| 3 船種 | 9 積荷の状況 |
| 4 錨泊錨地名 | 10 AIS搭載の有無 |
| 5 錨泊位置（緯度経度） | 11 係留予定岸壁 |
| 6 錨泊予定 | |

～～通報方法～～

- 加入電話 横浜海上保安部
045-201-1671、8180
- 加入FAX 横浜海上保安部
045-211-2405

* 通報には京浜港横浜区・川崎区港内錨泊通報用紙を使用して下さい。

横浜・川崎地区では、走錨による衝突、異常接近が多発しています。



* 通報は船長にかわって船会社・代理店等からでも差し支えありません



問い合わせ先：横浜海上保安部 航行安全課
Tel 045-201-8180

京浜港（横浜区・川崎区）港内錨泊通報

横浜海上保安部 航行安全課
電話番号：045-201-8180
FAX送付先：045-211-2405

令和 年 月 日

送信元	・船名/代理店名等 ・連絡先 ・担当者	
1 船名		
2 総トン数 / 信号符号	トン /	
3 船種	コンテナ ・ 貨物 ・ タンカー ・ 作業 その他（ ）	
4 錨泊錨地名	Y1 ・ Y2 ・ YK1 ・ YK2 ・ YK3 （走錨対策強化海域内） K2 ・ KK1 ・ KK2 ・ その他（ ） （走錨対策強化海域外） K1 ・ N1 ・ N2 ・ N3 ・ その他（ ）	
5 緯度経度	北緯35°	東経135°
6 錨泊予定	/ ~ /	
7 船舶電話番号		
8 投錨節数	右	節 ・ 左 節
9 錨泊時の積荷の状況		
① 載貨重量トン数	トン	
② 積荷積載量	トン	
③ 積荷積載率（%）	② / ① = %	
④ 積荷種類		
*空船または空船に近い状態の船舶は走錨対策強化海域外へ出域		
10 AIS搭載の有無	有 ・ 無	
11 係留予定岸壁		
その他（通信簿）		

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、気象庁の「南海トラフ地震に関する情報」の発表方法が新たに定められたことを受け、令和4年3月、京浜港船舶津波対策協議会において同地震への対応を策定しました。今後、**『南海トラフ地震臨時情報』（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された時には、京浜港長から同策定内容を踏まえた勧告・注意喚起が発出されます。**

南海トラフ地震の想定震源域又はその周辺でM6.8以上の地震の発生等を観測した場合、南海トラフ地震の発生可能性の高まりを知らせる情報として、気象庁は

『南海トラフ地震臨時情報』

を発表する。



『南海トラフ地震臨時情報』のうち、南海トラフ地震の発生可能性が、通常と比較し相対的に高まったと評価された場合

●南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

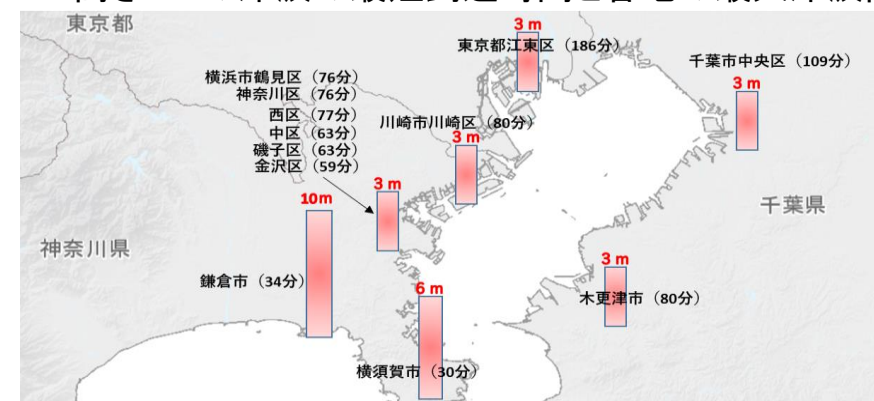
●南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

を発表することとなり、同情報に基づいて津波来襲へ備える必要がある。

※南海トラフ地震について

- 概ね100年～150年周期で繰り返し発生
- 前回の地震から70年以上が経過し、地震発生の可能性が高まっている。
- 30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%といわれているが、確度の高い地震予測は困難
- 過去、南海トラフ東側で大規模地震が発生した後、約32時間後や2年後に西側で大規模地震が発生した事例あり

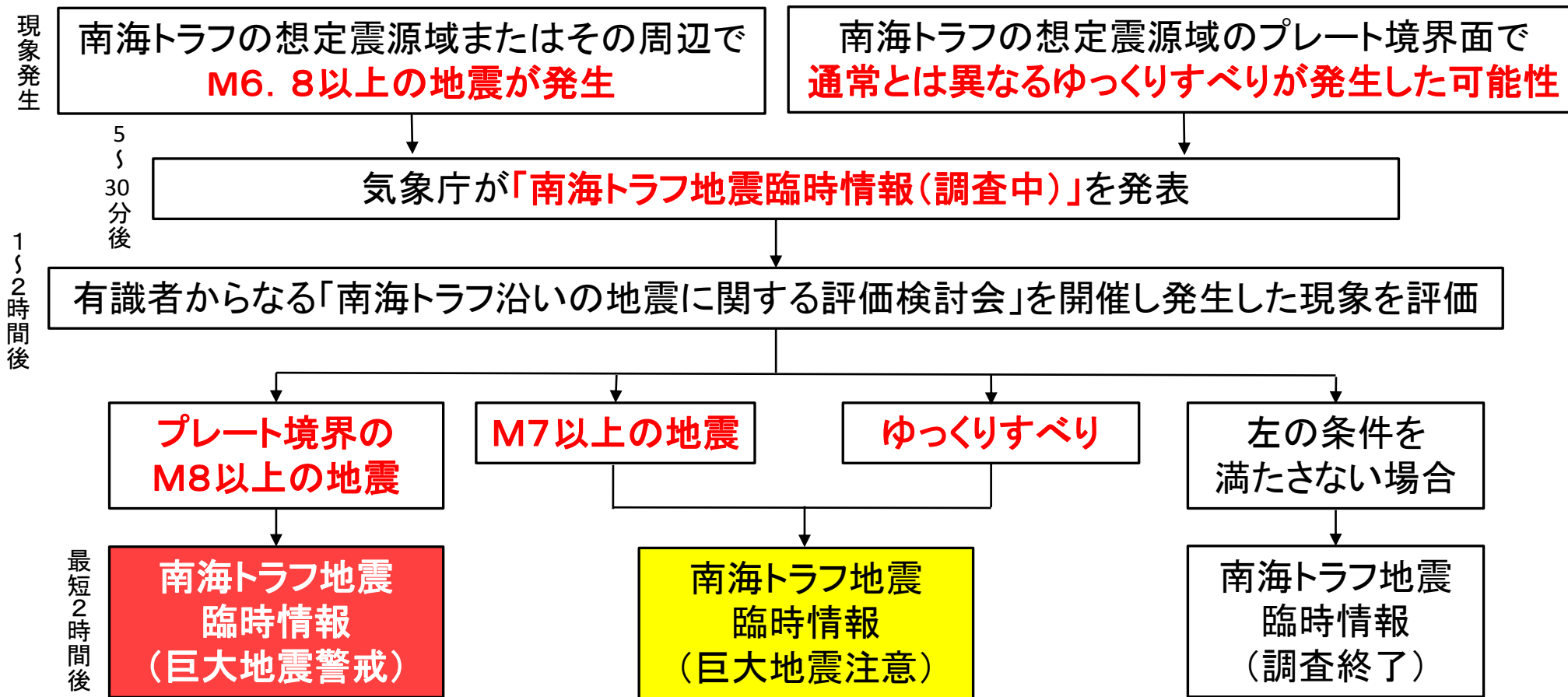
高さ1mの津波の最短到達時間と各地の最大津波高



京浜港横浜区: 1mの津波が最短59分で到達。最大津波高は3m

京浜港川崎区: 1mの津波が最短80分で到達。最大津波高は3m

気象庁による南海トラフ地震臨時情報の発表までのフロー図



『南海トラフ地震臨時情報』(巨大地震警戒・巨大地震注意)発表時の対応

後発地震に伴う津波に備えるため、同情報発表をもって**行動開始**

特に「**巨大地震警戒**」が発表された場合は、**避難準備**を行い、また**必要に応じて自主的に避難を実施**するといった警戒行動が必要

在港船舶が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に講じるべき対策

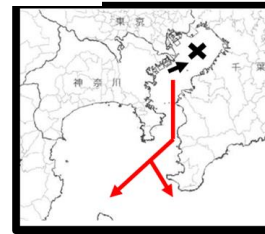
1 南海トラフ地震に関する情報の入手

- 港長からの勧告等
- 運航者、船舶代理店等からの情報
- インターネット、テレビ、ラジオ等からの情報



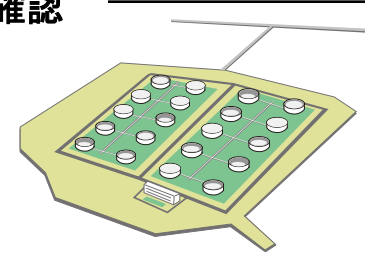
2 避難方法・避難海域の確認

- 避難の方法（港外避難、港内避泊、係留避泊、陸上避難）を確認
- 安全な避難海域を確認



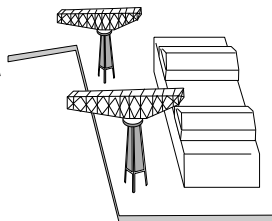
3 荷主企業等の対応の確認

荷主企業、荷役業者が荷役作業の制限を実施するか否かを確認



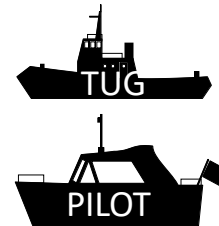
4 岸壁管理者の対応の確認

岸壁管理者が岸壁の使用の制限を実施するか否かを確認



5 避難に必要な支援体制の確保にかかる確認

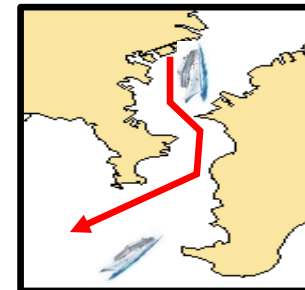
水先人、タグボート等の支援を行う事業者が、支援を実施することが可能か否かを確認



6 自主的な避難行動の開始

以下の場合等は自主的に安全な海域へ避難する

- ・必要な支援が受けられない
- ・岸壁が使用出来ない
- ・荷役作業が出来ない



南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

- 南海トラフ地震に関する情報入手に努める
- 連絡系統、避難方法、避難海域を確認する

必要がある。

京浜港船舶津波対策協議会において、「京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針」に下表を加えており、**『南海トラフ地震臨時情報』（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された時には、京浜港長から下表を踏まえた**勧告・注意喚起**が発出されます。**

巨大地震警戒（勧告）

対応基準・時期	取るべき措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波の来襲に備え、直ちに発航できるよう避難準備を行うこと 2 南海トラフ地震に関する情報の入手に努めること 3 避難に必要な支援を受けられないことが予想される場合は、自主的に安全な海域へ避難すること

巨大地震注意（注意喚起）

対応基準・時期	取るべき措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震に関する情報の入手に努めること 2 連絡系統・避難方法、避難海域の確認を行うこと

※地震の影響で、勧告等の伝達に遅延が想定されるため、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）」が発表された際は、**京浜港長からの情報伝達の有無にかかわらず、船舶は上記に沿った対応を取るよう、お願いします。**

以上です

